

議案第107号

新座市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(新座市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 新座市職員の定年等に関する条例(昭和59年新座市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新座市職員の定年等に関する条例	新座市職員の定年等に関する条例
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条-第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)<u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、</u>職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、</u>職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めているものについては、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 [略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [略]

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和30年新座市条例第8号)第15条の2第1項又は新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年新座市条例第1号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(第9条第1項において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条、次条第1項及び第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲

5 [略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [略]

げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(経過措置)

2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(経過措置)

2 [略]

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

5 [略]

6 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 55歳を超え60歳を超えない職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

9 第7項の規定にかかわらず、60歳を超える職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年新座市条例第26号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 通勤のため自転車その他の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額(第4号において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道3キロメートル以上である職員にあつては2,000円に使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、それらの額から、それぞれその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3)・(4) [略]

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

5 [略]

6 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年新座市条例第26号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 通勤のため自転車その他の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) [略]

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道3キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道3キロメートル以上である職員にあつては2,000円に使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額（再任用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、それらの額から、それぞれその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3)・(4) [略]

3 [略]

(超過勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（市長が別に定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 [略]

(管理職手当)

第15条の2 [略]

2 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1)~(7) [略]

3 [略]

(期末手当)

第16条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4~6 [略]

3 [略]

(超過勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(市長が別に定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 [略]

(管理職手当)

第15条の2 [略]

2 管理職手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に第4条の2の規定により算出した数を乗じて得た額)とする。

(1)~(7) [略]

3 [略]

(期末手当)

第16条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4~6 [略]

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) [略]

4・5 [略]

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第17条の3 第4条第3項から第12項まで（第5項を除く。）、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1 この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) [略]

4・5 [略]

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（再任用職員についての適用除外）

第17条の3 第7条、第8条及び第8条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

- 2 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第9項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 新座市職員の定年等に関する条例（昭和59年新座市条例第16号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 新座市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第8条の2第2項及び第16条第5項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第8条の2第2項中「の合計額」とあるのは「並びに附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、第16条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額（円）							
定年前 再任用 短時間		[略]							

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額（円）							
再任用 職員以 外の職	[略]								

勤務職
員以外
の職員

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額（円）							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

員									
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和38年新座市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>その発令の日に受ける給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これに相当する給与の額)の10分の1以下を減じるものとする。この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。</u>	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これに相当する給与の額)の10分の1以下を減じるものとする。

(新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年新座市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 [略]	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 [略]
(通勤手当) 第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) [略] (2) 通勤のため自転車その他の用具で管理者が定めるもの(以下この号及び次号において「自転車等」という。)を使用すること	(通勤手当) 第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) [略] (2) 通勤のため自転車その他の用具で管理者が定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車

を常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) [略]

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第17条 第5条及び第5条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) [略]

（再任用職員についての適用除外）

第17条 第5条及び第5条の3の規定は、再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

（新座市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 新座市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>新座市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>新座市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第14条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 第3項、 第4項 及び第 7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年新座市条例第26号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第9条 第2項 第2号	定年前再 任用短時 間勤務職 員	[略]
第12 条第1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達する

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第14条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 第3項、 第4項 及び第 7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年新座市条例第26号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条 第12 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第9条 第2項 第2号	再任用短 時間勤務 職員	[略]
第12 条第1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達する

		までの間の勤務 にあつては、同 条に規定する勤 務1時間当たり の給与額に 100分の 100（その勤 務が午後10時 から翌日の午前 5時までの間で ある場合には、 100分の 125）を乗じ て得た額とする			までの間の勤務 にあつては、同 条に規定する勤 務1時間当たり の給与額に 100分の 100（その勤 務が午後10時 から翌日の午前 5時までの間で ある場合は、 100分の 125）を乗じ て得た額とする
			第12 条第4 項	第2項	新座市職員の育 児休業等に関す る条例（平成4 年新座市条例第 4号。以下「育 児休業条例」と いう。）第14 条
第12 条第5 項	[略]	要しない。ただ し、当該時間が <u>新座市職員の育 児休業等に関す る条例（平成4 年新座市条例第 4号）</u> 第14条 の規定により読 み替えられた第 1項ただし書に 規定する7時間 45分に達する までの間の勤務 に係る時間であ る場合にあつて は、第14条に 規定する勤務1 時間当たりの給 与額に100分 の150（その 時間が午後10 時から翌日の午 前5時までの間 である場合には、 100分の 175）から 100分の 100（その時 間が午後10時	第12 条第5 項	[略]	要しない。ただ し、当該時間が <u>育児休業条例第 14条</u> の規定に より読み替えら れた第1項ただ し書に規定する 7時間45分に 達するまでの間 の勤務に係る時 間である場合に あつては、第 14条に規定す る勤務1時間当 たりの給与額に 100分の 150（その時 間が午後10時 から翌日の午前 5時までの間で ある場合は、 100分の 175）から 100分の 100（その時 間が午後10時 から翌日の午前 5時までの間で ある場合は、

		から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第15条の2第2項	定める額	定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)
[略]		

(育児短時間勤務職員についての新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の特例)
 第15条 育児短時間勤務職員についての新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例(平成9年新座市条例第4号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	[略]
[略]		

(部分休業をすることができない職員)
 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「定年再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)とする。

(部分休業の承認)
 第17条 部分休業(育児休業法第19条第1

		100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第15条の2第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	第4条の2の規定により算出した数	算出率
[略]		

(育児短時間勤務職員についての新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の特例)
 第15条 育児短時間勤務職員についての新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例(平成9年新座市条例第4号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	[略]
[略]		

(部分休業をすることができない職員)
 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)とする。

(部分休業の承認)
 第17条 部分休業(育児休業法第19条第1

項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

附 則

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第2項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年新座市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務</p>

職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

<p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
---	--

(新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正)

第7条 新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例(平成9年新座市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の額)</p> <p>第11条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものが、第5条に規定する社会福祉業務に従事したときに支給する手当の額は、当該規定に定める額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年新座市条例第26号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(再任用短時間勤務職員に支給する手当の額)</p> <p>第11条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものが、第5条に規定する社会福祉業務に従事したときに支給する手当の額は、当該規定に定める額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年新座市条例第26号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

(新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正)

第8条 新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例(平成13年新座市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(2) 非常勤職員<u>(地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>新座市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	--

(新座市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 新座市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年新座市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(10) [略]</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(10) [略]</p>

(新座市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 新座市職員の再任用に関する条例(平成13年新座市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(新座市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の新座市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の新座市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務

について準用する。

（新座市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4

第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職の

うち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（新座市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第2項から第9項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第11条 暫定再任用職員のうち附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額を、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第12条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条第2項及び第12条第2項の規定を適用する。

第15条 新給与条例第15条の2第1項の職員に暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における同条第2項の管理職手当の月額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額(新座市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年新座市条例第号)附則第11条に規定する暫定再任用短時間勤務職員にあつては、そ

の額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」とする。

第16条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

第17条 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び新座市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年新座市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第18条 職員の給与に関する条例第4条第3項及び第7項、第7条、第8条並びに第8条の3並びに新給与条例第4条第4項、第6項及び第8項から第12項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第19条 前8条に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第5条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（新座市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の新座市職員の育児休業等に関する条例第16条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第23条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例第11条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

第25条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第8条の規定による改正後の新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とする。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

職員の定年を改めるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。